AKO CITY 赤穂市

ニュースレポート

令和８年１０月３０日

報 道 機 関　 各 位

市民病院総務課

タイトル　病院事業職員の懲戒処分について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	病院事業職員の懲戒処分について
日　　時	処分発令日　令和８年１０月３０日（金）
場所・住所	
趣旨・目的（ＰＲしたいこと） 令和 8 年１０月30 日付で別紙のとおり、２名の職員に対し、懲戒処分を行いました。	
問い合わせ先	部課係名：市民病院総務課 担当者名：宮本 電　　話：0791-43-3222　　内線（2722） Ｆ Ａ Ｘ：0791-43-0351

〇添付資料（有・無）　〇ホームページへの掲載（有・無）　〇議会報告（有・無）

病院事業職員の懲戒処分について

令和８年１０月３０日付で下記のとおり懲戒処分を行いました。

１　被処分者　　市民病院　診療部　医師

２　処分理由　　虚偽公文書作成及び同行使

３　処分内容　　減給１０分の１　３か月

４　処分概要　　被処分者は、令和元年１０月２日に発生した医療事故に関し、他の医師と共同して、術操作を行った医師について、事実に反する内容の記載をした文書を作成し、同文書を当院医療安全管理者に提出した。

　このことは、公務上の非違行為及び服務規律に違反する行為であると同時に、本市職員全体の信用と名誉を著しく傷つけるものである。

　よって、令和８年１０月３０日をもって減給１０分の１、３か月の懲戒処分とした。

病院事業職員の懲戒処分について

令和８年１０月３０日付で下記のとおり懲戒処分を行いました。

１　被処分者　　市民病院　診療部　医師

２　処分理由　　虚偽公文書作成及び同行使

３　処分内容　　戒告

４　処分概要　　被処分者は、令和元年１０月２日に発生した医療事故に関し、他の医師と共同して、術操作を行った医師について、事実に反する内容の記載をした文書を作成し、同文書を当院医療安全管理者に提出した。

　このことは、公務上の非違行為及び服務規律に違反する行為であると同時に、本市職員全体の信用と名誉を著しく傷つけるものである。

　よって、令和８年１０月３０日をもって戒告の懲戒処分とした。